

令和7年度第1回  
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2025年5月27日（火）午前9時30分開会  
場 所：北海道経済センター 8階 Bホール1号

## 目次

1. 開	会.....	- 2 -
2. 議	事.....	- 3 -
3. 閉	会.....	- 31 -

## 1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員14名中、12名の方がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから令和7年度第1回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の永井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、対面とリモートの併用にて開催させていただきます。

森傑委員におかれましてはリモートで参加されております。

なお、愛甲委員、窪田委員からは、欠席のご連絡をいただいております。

ここで、審議中において各委員にご留意いただきたいことを事前にお知らせいたします。

議事録作成のために、ご発言の際は、マイクをご使用くださいますようお願いいたします。

また、リモート参加の森委員におかれましては、マイクについては、雑音が入ることがございますので、基本的にはオフでミュートにさせていただき、発言時のみオンにさせていただきますようご協力をお願いいたします。質疑の際は、挙手の代わりに挙手ボタンにて小澤会長に合図をお願いいたします。途中で聞き取れない部分などがございましたら、お手数ですが、その旨をお知らせいただくと幸いです。電波の状況により、発言ごとに間を開けていただくなど、ご協力をいただく場面もあるかと思いますが、何とぞよろしくお願ひいたします。

最後に、本日の審議会については、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載いたしました議事録を作成し、公表いたしますので、ご了承ください。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各位のお手元には、配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、配付資料3の委員名簿、議事資料の「札幌市景観計画の改定について」、参考資料の「景観法に基づく令和6年度の届出状況について」がございますが、不足などはございませんでしょうか。

それでは、審議に先立ちまして、都市計画部長の小林よりご挨拶申し上げます。

○事務局（都市計画部長） 改めまして、今年度よりまちづくり政策局都市計画部長に着任いたしました小林と申します。よろしくお願ひいたします。

今年度最初の札幌市景観審議会の開催でございますので、一言、ご挨拶をさせていただきます。

皆様におかれましては、日頃より札幌市市政に大変ご尽力、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。また、何かとお忙しい中、昨年度に引き続き本審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

この札幌市景観審議会は、札幌市景観条例に基づき設置されるものでございまして、良

好な景観の形成に関する重要事項をご審議、ご調査いただくものでございます。

札幌市のまちも成熟期を迎えまして、景観施策の重要性は年々高まっている状況にございます。このため、札幌市景観計画に基づく各種取組を展開するに当たりましては、皆様の幅広いご知見、お立場からのご意見、ご助言が大切であると考えてございます。

特に、今年度につきましては、景観計画の素案をご審議いただくという大切な年でございます。皆様のアドバイスをいただきながら、よりよいものにしていきたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

昨年と同様に本市の景観施策の推進にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、何とぞよろしく願いいたします。

○事務局（地域計画課長） それでは、審議に移ります。

また、これ以降の進行は小澤会長にお願いいたしますけれども、この後の場内の録音、録画、写真撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、小澤会長、どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 議 事

○小澤会長 皆さん、おはようございます。

朝早くからお集まりいただき、ありがとうございます。

年度も明けて新年度になりました。昨年度に引き続き審議を続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、議事事項が1件でございます。

会議次第3、議事事項「札幌市景観計画の改定について」に移りたいと思っております。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） 地域計画課の青木です。

私より、景観計画の改定についてご説明いたします。

資料の右上にページ番号を振っております。配付いたしました議事資料と同じ内容のパワーポイントを表示いたしますので、見やすいほうでご覧いただければと思います。

お送りした資料からは、参考資料16を追加しております。ほかの部分については、一部、表現の修正を行っているところもございますが、内容に変更はございません。

それでは、本日の資料の構成でございます。

1、振り返り、2、本日の議題、3と4が本日の審議事項である良好な景観の形成に関する方針（案）と景観形成基準（案）について、重点眺望について、その後ろに参考資料を添付しております。こちらの資料の下には、今年度と来年度のスケジュールを簡単にお示ししています。今年度の前半は方針と基準について、後半は計画素案についてご審議いただき、年度末には基準解説の冊子についてもご報告いたします。

「他」と書いてある部分は、内部や他機関での手続を記載しており、今年度の年明け頃

から内部の計画決定手続に入ります。

令和8年度には、年度初めに計画に係る意見聴取を行い、ほかの手続として都市計画審議会の意見聴取、パブリックコメントなどを行いまして、必要な修正を行った後、秋頃には計画を公表する予定です。

続きまして、1-01をご覧ください。

第5回の審議会では骨子案についてご説明いたしました。

いただいたご意見の概要を1-01から1-02にかけて記載しています。

いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。

1-01中段のゾーンに関する部分については、ゾーンの区域の修正、ゾーン基準の案について、本日、事務局案をお示しいたします。

また、1-02の回答の2行目、来街者も評価対象としてはどうかというご意見について、第5回の審議会内では未回答でしたが、確認しましたところ、観光部局で観光客動態調査を毎年行っておりまして、こちらで来札者の目的や満足度を調査していることから、このような調査を参考にしながら市を訪れる方の評価を把握し、施策に生かしていきたいと考えております。

次の2-00をご覧ください。

本日の審議事項になります。

計画の全体構成のうち、第4章の良好な景観の形成に関する方針と、別表景観計画区域における景観形成基準等と重点眺望についてが本日の審議事項となります。

それでは、本日の議題のご説明に入ります。3-01をご覧ください。

良好な景観の形成に関する方針（案）と景観形成基準（案）になります。ページ数がありますので、四つの項目に分けて記載しています。

(1) 現行計画の方針・基準、続いて、(2) 改定案の考え方、(3) 方針と基準の改定案、(4) ゾーン区分についてとなっております。

(1) の現行計画の方針と景観形成基準ですが、方針は3-02から3-03のとおりです。自然、都市、人の三つの特徴ごとに整理した内容としています。

また、3-03の下段、全市の方針とは別に、景観計画重点区域における景観形成の方針、景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針を設けています。

景観形成基準は3-04以降で、建築物は3-04から3-05に、工作物は3-06と3-07になります。

基準は、配慮項目、基本的視点、誘導基準で構成しており、建築物の基準は、遠景、中景、近景を意識した並び順となっております。

3-06の工作物の基準は、工作物の種類別に整理しており、共通項目のほか、橋りょう等、鉄塔等、3-07になりますが、擁壁等、太陽光発電施設に分けています。

それぞれの基準の内容については、記載のとおりとなっております。

続きまして、3-08をご覧ください。

改定案の考え方について、5点ほど挙げています。

まず、方針について、現計画では三つの特徴ごとの整理をしておりましたが、地形・自然、都市の成り立ち、街並み、活動・営みの四つに都市の魅力を加えた特徴ごとの整理に変更いたしました。

また、各取組の方向を示す景観形成に向けた取組の方針も追加いたしました。

方針は、取組を基準につながる、ひもづくという考えの下、取組の方針がまずあって、それに基づいて第5章から第8章に記載する各取組の詳細があることを分かりやすく示すために追加するものです。

次に、札幌の景観の特徴を踏まえた方針と景観形成基準のつながりを分かりやすく示すため、基本的視点、誘導基準という構成から、景観形成の方針、景観形成基準という構成に変更いたしました。

また、届出・協議による誘導をきめ細やかに行うためのゾーン基準の追加のほか、これまでの景観プレ・アドバイスなどを踏まえた追加や修正を行いました。

3-09から3-14が方針の改定案になります。

まず、3-09をご覧ください。

左側が現計画、右側が改定案の新旧対照表で表示しています。

現計画の灰色マーカー部分は別の項目に移動したもので、青字は記載を修正しているものになります。

右側の新計画の白字は記載を追加したもので、下線部は現計画から記載を修正しているものになります。

項目数は、基準とのリンクの関係で類似の内容については集約し、大項目と小項目という構成にしています。

また、現計画に合わせて、それぞれの方針の前に小項目名が入っています。

3-09の画面上では、気候、地形、植生、水辺等、生態系と記載している部分ですが、都市の魅力の項目を除き、景観の特徴の分類と数がほとんど変わらず記載内容が重複するため、この小項目については、都市の魅力を除き、削除することも検討しています。

では、具体的の方針案について、現計画の自然の部分の方針ですが、雪関係、眺望関係は都市の魅力へ、公園など、都市施設に関するみどりや河川の部分については街並みに移動して、それ以外の記載については集約して大きく二つの方針としています。

続いて、3-10をご覧ください。

都市の成り立ちの部分については、現計画の人の部分から移動していますが、各方針は小項目とし、それらをまとめた一つの方針としています。

次に、3-11と3-12をご覧ください。

街並みの部分については、これまで市街地区分ごとに方針を設けていたところですが、これらについては、全体で一つの方針として、各項目は小項目としてゾーン方針やゾーンの下の項目にしています。

市街地区分にひもづく方針については、都市計画マスタープランの改定内容に沿った内容に変更することといたします。

こちらの案につきましては、今後の都市計画マスタープランの改定内容によりまして少し変更する可能性がございます。

米印のついた地域交流拠点等については、一般市街地ゾーンだけではなく、山地のみどりに近接するゾーンにも該当する範囲がございますので、それぞれに該当する場所では拠点等の考え方も適用する旨の記載をしています。

続いて、3-12をご覧ください。

現計画では、景観計画重点区域における景観形成の方針と景観まちづくり推進区域における景観形成の方針について、全市的考え方とは別に場所ごとの方針として別の章に整理しておりましたが、今回、ゾーンの方針を設けることに併せて、市内の一定の区域に関する方針は同じ街並みのところに記載する案としています。

記載は、ゾーンに関する基準を追加した以外は同じ趣旨の内容としております。

現計画の水とみどりの記載のうち、公園緑地等に該当する部分につきましては、自然の項目から移動して、道路と併せて方針を整理しております。

また、広告に関する基準にひもづく方針をこちらに設けております。

続きまして、3-13になりますが、新計画のうちの活動・営みの部分になります。

現計画の人のうち、歴史に関する内容は都市の成り立ちに、雪に関する内容は都市の魅力に移動し、それ以外の方針については表現を精査しております。

また、これまでの景観プレ・アドバイスにおいて、内部の活動が歩行者から感じられるなど、内外のつながりに関するご意見をいただいていることから、こちらを方針と基準に追加することとして、方針については活動・営みの部分の小項目に追加しています。

3-14は新たに追加する都市の魅力の部分です。

眺望、夜間景観、雪・冬季の景観について方針を設けます。

眺望については、現計画の自然から移動してきていますが、景観形成の対象とする眺望点については、見晴らし景、見通し景、囲み景、それぞれ一、二点を選定しています。

この選定については、少し資料が飛びますが、参考-16のほうに記載しております。

見晴らし景については、高い視点場と低い視点場からそれぞれ1地点を選定することとして、高い視点場については、重点眺望との関係性を踏まえて大倉山を選定し、低い視点場については、点の視点場ではなく、線に沿った視点場に注目して、豊平川沿いの複数の橋を対象といたしました。

見通し景については、格子状道路のある扇状地から選定することとして、囲み景については、誘導対象が多いと考えられる視点場というふうを選定しております。

これらに関する基準は、また後ほどご説明いたします。

雪については、現計画の自然から移動してきていますが、雪を生かすという観点を追加しております。

下段部分は、3-08のところでご説明しました取組の方針を追加するものです。  
ここまでが方針案になります。

次に、景観形成基準についてご説明いたします。

3-15から3-26までが建築物の基準になります。

景観形成基準について、配慮項目、基本的視点、誘導基準という構成から、方針と景観形成基準の組合せの記載に変更し、項目としては、運用上なるべく使用しやすいように、造成等、外観デザイン、低層部のデザイン、素材・色彩、外構・オープンスペース、駐車場、附帯工作物等、広告物・サイン、維持管理、加えて、新しい視点である眺望、夜間景観等、雪・冬季の景観というふうに項目別の基準として整理しています。

現計画と新計画の対応を分かりやすいように部分的にマーカーを引いております。

また、ゾーン基準につきましては、全て新設になっています。

左側の現計画で長い一文になっているものについては、複数の配慮事項が含まれていることから、それらは分割しております。

時間の関係上、一つ一つのご説明については割愛させていただきますが、幾つか新設した記載を中心にご説明いたします。

3-16をご覧ください。

外観デザインの部分になりますけれども、現計画では、各項目が遠景、中景、近景のどの視点に該当するかを表内で示しておりますが、こちらにつきましては配慮してほしい事柄として、景観形成基準として追加しております。

また、近年、大規模建築物で中間層に機械室を設けることなどにより、地上階に窓がない大きな壁面部がつくられるという例も増えておりますから、単調にならないように工夫を求める基準も追加しております。

3-17は、外観デザインの続きでございますけれども、先ほど少し触れました内外のつながりについての基準を追加しております。

資料が少し飛びまして、3-21になります。外構・オープンスペースの部分について、どのように使われるかという視点での現行の基準に加えて、人の滞留が生まれるような創出に向けた基準を追加しました。

また、駐車場の項目については、修景だけではなくて、内側のしつらえや立体駐車場などに関して基準を追加しております。

次のページの3-22ですが、附帯工作物等の項目について、近年は、太陽光発電設備の設置が多くなっており、特にシート型の太陽光発電設備が壁面に設置されるなど、外観への影響が大きくなることから、基準として追加しております。

また、広告物については、景観資源の背景となる表示は控えるよう、また、今後、ガイドラインを検討していくことを踏まえて、ガイドラインが策定された場合には、こちらに準拠するよう基準を設けております。

3-23の下段から3-24にかけては、都市の魅力の眺望に関する基準になります。

見晴らし景、見通し景、囲み景、それぞれに景観形成の対象とする眺望点を設定し、ゾーン基準に配慮、創出に向けた基準を設けております。

3-25は、夜間景観に関する基準になります。

現行計画では、照明に関する基準がございます。加えて、グレアの防止や着色照明による演出は慎重に検討するよう求める基準を全市基準として追加し、創出に関する基準は都心のゾーン基準に設けております。

3-26は、雪・冬季に関する基準になります。

良好な歩行環境に関する基準を追加したほか、創出に関する基準を都心のゾーン基準に設けております。

3-27から3-30は、工作物の基準になります。

工作物については、色彩の基準については工作物それぞれにあったため、共通部分に集約しております。

また、基準の項目を形態、外構、附帯物等という分け方にして、表現が分かりやすいよう語句の修正を加えておりますが、内容に大きな変更はございません。

ここまでが方針と基準の案のご説明になります。

各方針に基準がひもづくようにしておりますが、そのつながりを表示した資料を作成し、参考資料として添付しております。参考資料の1から15になります。

次に、3-31をご覧ください。

(4) ゾーン区分について範囲の変更案を作成しました。

左が令和6年度第5回でご説明したもの、右が今回の案になります。

ゾーン②と③の範囲を変更しております。

変更点が二つございまして、1点目は、②一般市街地ゾーンと③山地のみどりと近接するゾーンについて、容積率80%以下の部分を除いておりましたが、容積率が低い地域でも、敷地が大きい場合は、届出対象となる建築物が建つことから、ゾーンの範囲に組み入れることにいたしました。

なお、名称は、それぞれ一般市街地ゾーンと山地のみどりと近接するゾーンという名称に変更しております。

2点目は、②と③のゾーンの境界線の変更になります。

3-32をご覧ください。

②と③の境界線について、元の案は、高度地区の境界線などを参考にしており、精査するようにご意見をいただいたところでございます。

修正案では、緑被の状況や周辺のみどりが視認できるかなどを参考に、道路を境界にしております。

図の赤いラインは旧案になりまして、図の左側の手稲方面は、旧案よりもみどりのゾーンを広く、中央少し右側の西岡の辺りや左の清田の一部で、旧案は、みどりから離れた市街地部分にラインがあったので、市街地ゾーンのところを増やして境界線を引いています。

実際の運用に当たっては、境界付近では、実情に応じた適用をするような基準を考えていくことを想定しております。

続きまして、重点眺望についてご説明いたします。

4-01をご覧ください。

こちらが令和6年度に整理した方向のおさらいになりますけれども、普及啓発、景観配慮、創出に向けた誘導を図る対象とする眺望について、景観形成の対象とする眺望と登録の対象とする眺望に分けまして、景観形成の対象とする眺望のうち、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観誘導や景観創造が求められるものを重点眺望としておりました。

令和6年度では重要眺望という名称にしておりましたけれども、特段の誘導を図るものという形で重点眺望という名称に変更しております。

眺望に関する施策と対象となる眺望は資料のとおりですが、景観形成の対象となる眺望については、対象となる眺望を設けてゾーン基準の中で整理する方向で、3-23、3-24に案をお示ししています。

重点眺望については、景観プレ・アドバイスによる誘導を行うこととして、視点場と区域を設定し、協議対象と景観形成基準を整理する方向として、改定に当たっては、まず1地点を想定することとしておりました。

4-02をご覧ください。

この重点眺望の協議対象や景観形成基準などについて、今回、事務局案ということで提示いたします。

4-03の資料になります。

重点眺望ですが、札幌を代表する景観として、最初の1地点は、札幌テレビ塔の展望台から西向きの眺望を選定しました。大通公園を軸に山並みが主対象となりますが、このときに目で捉える範囲をおおむね黄色のラインの部分というふうを設定しております。

4-04をご覧ください。

景観プレ・アドバイスの協議対象と景観形成基準は、眺望の見え方に影響を与える要因から設定することとしました。

影響を与えるものを三つ挙げておまして、一つ目は、大通公園に面する建築物の外観デザインになります。

二つ目は、4-05の部分になりますが、大通公園の南北1街区で一定の高さ以上となる建築物の部分のデザインです。左右についている矢印は、おおむねテレビ塔の展望台の高さのライン、視線のラインになりますけれども、その部分から飛び出る②-1の範囲については、山並みの見え方に直接影響を与える範囲と考えられます。

その下の部分についても、視点場から見える範囲については、そのデザインが全体の眺望に影響を与える可能性があると考えられます。

三つ目は、大通の南北の街区で壁面の長さが一定以上となるものの印象です。壁面の長さが長いと、視界の多くを占めてしまい、影響があると考えられます。

以上の3点をまとめたものが4-07になりまして、これらを誘導するよう景観プレ・アドバイスによる協議対象とする行為と景観形成基準を設定することとしました。

大通地区には、全市の景観形成基準に加えて、大通地区景観計画重点区域の景観形成基準がございます。

今回、この眺望への配慮や創出というところに特化したときに配慮するものとして特に明確に示しておくものを追加しようとするものでございます。

協議対象と景観形成基準も、3点それぞれについて検討し、最後にそれらをまとめております。

4-08の資料をご覧ください。

最初に、大通公園に面する建築物の外観デザインの誘導のための協議対象行為と景観形成基準ですけれども、景観プレ・アドバイスは、既に対象となる行為が幾つか定まっておりますので、その現行の規定では対象にならない範囲を新たに追加することとしました。

また、重点眺望を誘導するに当たって、景観計画区域の景観形成基準や景観計画重点区域の景観形成基準に加えて、必要と考えられる基準を追加することといたしました。マーカ一部分が追加部分になります。

協議の対象行為ですが、大通公園の南北30メートルの範囲は景観計画重点区域になっており、その中で高さが60メートルを超えるものは、既に景観プレ・アドバイスの対象となっております。

また、その周辺においても、都市計画の決定を伴う容積の緩和などを行うものについては、景観プレ・アドバイスの対象となっていることから、この①に関しては現行の範囲で対応可能と考えられます。

追加する景観形成基準については、大通公園に面した連続感をつくる旨の基準を設けたいと考えています。

次に、②大通公園の南側1街区と北側1街区において、一定の高さ以上となる建築物の部分のデザイン誘導に向けた協議対象行為と景観形成基準ですが、先ほどお話しした都市計画の決定を伴う容積の緩和などを行うものと、大通地区の景観計画重点区域のほか、都心部の都市機能誘導区域では、高さ60メートルを超えて、かつ延べ面積が1万平方メートルを超える建築物が景観プレ・アドバイスの対象となっております。ですので、おおよそそのところは対応できるのですが、図の点線で囲っている部分で、例えば、延べ面積は小さいけれども高さだけは高いという建築物が建つときには、現行の規定では対象とされない可能性がございますので、この網掛けの範囲で高さが90メートルを超える建築物については、景観プレ・アドバイスの対象に追加する案としました。点線の範囲が重点区域の西側でないのは、西側は高度地区がかかっておりまして、今回、対象とする高さのものが建設されないためです。

また、景観形成基準については、高層部は周辺の街並みと山並みとの調和に配慮したデザインとすること、頂部をきちんとデザインすること、視点場から見えてしまう屋上の設

備は修景することを追加する案としました。

続いて、4-10をご覧ください。

次に、大通公園の南側1街区と北側1街区において、壁面の長さが一定以上となる壁面の誘導に向けた協議対象行為と景観形成基準ですが、誘導が必要と考えられる建築物等は、大通に面する敷地が景観計画区域の区域となっているなど、現行の対象行為にて対応できると考えられることから、協議対象行為は追加せず、景観形成基準については、視点場から長大な壁面に見えないよう分節化する、高層部の厚みを可能な限り薄くする案といたしました。

以上をまとめたものが4-11になります。

協議対象行為としては、大通重点区域の範囲より外側の部分の南北で高さが90メートルを超えるものを追加、景観形成基準については6点追加しました。

以上が、重点眺望に関する景観プレ・アドバイスによる誘導の方向になります。

最後に、ご審議いただきたい事項になります。

景観形成の方針とゾーン基準を含む基準案の方向性について、細かい表現を含めた内容については7月にお示しいたしますので、本日は全体的な方向性についてご確認いただきたいと思っております。

また、項目に過不足があるかどうかについてもご意見をいただければと思います。

また、ゾーン区分の修正案をご提示しておりますけれども、こちらについては、案についてこのとおりでよいかどうかという視点でご確認いただければと思います。

重点眺望については、協議対象行為と誘導の方向性についてご確認いただくとともに、景観形成基準に過不足があるか、ご意見をいただければと思います。

議事資料は以上になりまして、後ろについている参考資料は、参考15までは方針と基準のつながりを示した資料になります。

参考16に本日ご欠席の委員から本日の審議事項に関してご意見をいただいております。

今、資料をお配りしておりますが、委員の皆様にも共有させていただきます。

対面でご出席の委員には紙資料を配付しまして、ウェブ出席の委員にはデータでお送りしております。

こちらの資料は、事前にいただいたご意見、ご質問を事務局でメモとしてまとめたもので、議事資料ではございません。

スクリーンのほうにも表示しております。

ご意見ですが、地形・自然の方針の多様な生態系に配慮した景観形成ということが分かりにくいというご意見と、街並みの道路・公園緑地等は一つにまとめないほうがよいのではないかというご意見をいただいております。

また、ご質問を数点いただいておりますが、こちらは、お時間の関係で読み上げは割愛させていただきますので、今お配りしたお手元の紙面をご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○小澤会長 それでは、審議に入っていきたいと思います。

まず、昨年度、令和6年度に5回の審議会を重ね、そこでご議論いただきました内容を踏まえて、今回、資料としてまとめていただいたということでございます。

年度が明けまして、先ほど今年度のスケジュールの開示がございましたけれども、5回予定されております。今日が第1回で、第4回の11月から12月のときにほぼまとめるということですが、冬まではまだ時間がありますので、今日は、できるだけ皆様のご意見を集める形にしたいと思います。

一方で、今日、開示していただいた資料の中で、何を根拠にこうなっているのかなど、単純に分からない部分があると思いますので、そこは事務局にお答えいただきますけれども、今日は、できるだけ広く皆さんに今回の資料に対するご意見をいただきたいと思えます。それを事務局のほうでまとめて、次の修正に持って行ってもらうという趣旨で進めていきたいと思えます。

本日の審議事項なのですけれども、先ほどの議事資料5-00に記載のとおり、五つございます。

最初に、前回審議しているゾーン区分から始めさせていただきます、その後、今日の非常に大きな議題である方針と基準、それから、重点眺望という形で進めていけたらと思っております。

時間が限られておまして11時20分頃までですけれども、皆さんの活発なご意見をぜひお願いしたいと思えます。

まず、既に昨年度に議論しておりますゾーン区分から始めたいと思えます。

今、画面が共有されておりますが、令和6年度の第5回案から新案に変わったということですが、これにつきまして特段のご意見はございますでしょうか。

もしなければ、この修正案ということで先に進んでいきたいと思っております。

江田委員、お願いいたします。

○江田委員 意見というよりは質問なのですけれども、札幌市のほうでゾーン区分をされている計画としては、ほかにも生物多様性や熊に関するゾーン設定などがあると思えます。私が生物多様性と熊に関するゾーン設定を拝見したところ、それぞれ分け方が違っていて、それぞれの土地が別にゾーンされている、分けられているという状況がありました。

そこで、今回のゾーン設定とほかの計画との整合性が図られているのかどうか、今後、図られる予定があるのか、もしお分かりでしたらお願いしたいと思えます。

○事務局（景観係長） ほかの計画との整合性というところですが、まず、②と③ではなくて、都心ゾーンや工業のゾーンについては、都市マスの市街地区分と整合性を図って同じ範囲にするところになりますので、②と③の間のラインになろうかと思えます。生物多様性ビジョンで、山地ゾーン、山麓ゾーンと市街地ゾーンの間のラインをベースにしながらも、区分としましては道路のほうで区切っている、そこを参考としながら、現況というか、建築物の誘導というところに配慮して道路で区切っている形になります。

○江田委員 ありがとうございます。

○小澤会長 恐らく、様々なゾーンが様々な計画の中で語られている中で、市民、一般の方が混乱を起こさないかということかと思えます。恐らく、景観の話とみどりの話で重なってくる部分と重なってこない部分の両方あると思えます。確かに、そこは注意深く見ていかないと、我々が思わぬところで矛盾のある受け止め方をされたり、よく分からないという反応が出る可能性もございます。

先ほどの別紙の資料で、これは名前が書いていないのですが、生物多様性のところなので、愛甲委員からだと思うのですけれども、生態系との関係やその位置づけ方について、まだよく分からない部分があるというご意見をいただいています、今ご意見をいただいたところは、これから精査していかなくてはいけないところかと思っております。

なので、これは一度受け止めていただいて、事務局でほかの計画との整合性を改めて見直すということが必要かと思いました。

ほかに、このゾーンに関してはいかがでしょうか。

○森（朋）委員 3-32のところを質問をさせていただきます。

赤い線で旧案の②と③の境界線ということは、東のエリアで一旦80%以下のところも線を引いたのだけれども、実際の緑被率が低いので、除いて、ゾーン②になっているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（景観係長） 西岡と福住辺りで緑色のところから青色のほうに入っているところでよろしいですね。

こちらは、現地ではなく、グーグルストリートビューでの確認になりますが、市街地から見たときに、周辺に山や丘のみどりが近いところと市街地に囲まれているところで分けた形になっております。今、青色のところ、②に入っているところにつきましては、周囲を見渡したときに市街地のところであったので、グループとしては②に含めるほうがよからうというところで書いております。

○森（朋）委員 こういうところの緑被率を上げるという取組が一方では必要ではないかと思ひまして、単純に今回は現状から除くということは皆さんがよろしければいいのですが、その部分は懸念しました。

というのは、札幌市内は、周りには緑があるけれども、都心部はそんなに緑がないのではないかと個人的には思っていて、そういうところがこういったところに現れているようにも思いますので、今後、何らかのアクションの手がかりとして残しておくという位置づけも必要ではないかと思ひました。

○小澤会長 恐らく、現状の都市の状況を観察した上で、この線引きや色を分けるときに、今はこうなのだけれども、こういうふうにするという何らかの方向づけをすべき場所はあるのではないかと、そこは注意深く見ていかなくてはいけないというご意見と受け取ってよろしいでしょうか。

田川委員、お願いいたします。

○田川委員 分からないので聞きたいのですが、旧案に比べて、新案の右下のところで、緑色がずっとラインで入っていたものが消えてなくなっているところがあります。おおむね緑色のゾーンは増える方向で改定されておりますが、この1か所で逆に緑色を連続させなかったというのはどういう背景があるのか、もし分かれば教えてください。

恐らく、現状を確認した上で緑が連担していないということだと思えるのですが、せっかくみどりが連続していたものを外すという話になりますから、どうなのかと思ひまして、念のための確認です。

○事務局（景観係長） 改めて確認してから、別途、メール等でご回答させていただきたいと思えるのですが、こちらはドームが建っているところで、市街化調整区域との間のラインになります。

もともとの薄く緑色のラインが入っているところは、どこにラインに入っていたのか、確認し、改めてご回答させていただけたらと思ひます。

○小澤会長 細かく見ていくと、今ご指摘いただいたような内容が具体的に出てまいります。この緑色の③というゾーンをどこで線引きするかということは、結構大きな問題といひますか、皆さんが注目される場所だと思ひるので、こうなりましたということではなくて、どうしてこうしたのかという現状、それから方針、その段階を踏まえた上でしっかりご理解いただく必要があると思ひています。その書きぶりは、今、前回から変更しましたと我々は理解しているのですが、最終的にはそういったことをきちんと言語化して書いていく必要があるなど、委員の皆さんのご意見をお伺ひして思ひました。

恐らく、今のご意見を踏まえて、また次の段階でその辺も文章化していただいて、どうして緑色のゾーン③がこのエリアなのか、そういった説明が加わってくるといいと思ひます。

○事務局（景観係長） それでは、次回か、その前に資料としてまとめられたら先にお送りするような形か、一度検討させていただけたらと思ひます。

○小澤会長 これは前回からの修正ですが、さらにまた続いていくということになるかと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員 1点、意見として述べさせていただきたいのは、今、ゾーン③の話が結構あったのですが、ゾーン②の旧案と新案の変更のところでは、旧案の中では、ゾーン②が主に複合型高度利用市街地、比較的利用が高い市街地にしていて、低層のものはゾーン外としていたと思ひますが、今回の新案では、恐らく、市街化区域全部を一般市街地ゾーンというふうにしたと思ひます。

これはゾーンごとの方針の書きぶりによると思ひますが、今、都市マスの見直し検討部会の中で、立地適正化計画に関する内容のところでは、もともとの立地適正化計画等の中では持続可能な居住エリアとなっていたところ、集約に向けた方針として、持続可能という言い方を変更し、地域に応じた課題解決に取り組むエリアということで変える

検討が行われているところです。

今、ゾーン②というのが立地適正化計画の中で、いわゆる集約していきましょうという居住誘導の区域のエリアと、維持は難しいので徐々に減らしていく、減らすか分からないけれども、課題をうまく解きながらやっていきましょうというエリア、要は、あまり集めることは想定しないエリアを両方含んでいるので、それを同じ空間の方針、市街地の方針として書くのは結構難しいのではないかと考えていまして、そこをどのように考えるといいのか、ゾーンを見ながら考えていました。

もしお考えがあれば伺いたいと思います。

○事務局（景観係長） ご意見のとおり、今の市街地のゾーンにつきましては、都市の市街地区分としては、いろいろな集合化を図っていくところは、複合型高度利用市街地、一般住宅地、高次機能交流拠点などを全て含んだ場所になっていると思います。こちらのゾーンにつきましては、地域ごとのまとまりに配慮した景観形成を図るという大きなくりの方針で進めたいと考えております。その中でも、複合型高度利用市街地では地域の特徴に沿った景観形成も一緒に図っていくという形で、細かく場所を分類するのではなく、景観形成の方針として大きなくりにしておきまして、その中でも場所ごとに特徴を持った景観をつくっていきましょう、その場所ごとの特徴は何ですかというところについては、複合型高度利用市街地や一般住宅地など、都市マスと連動した地域の目標に沿ってやっていくということを考えています。

○渡部委員 方針については分かりました。

書き方が難しいなと考えていますので、内容と併せて確認できればと思います。

○小澤会長 恐らく、書き過ぎるとどんどん深みにはまっていきますので、どこかで線引きすることも必要かもしれません。ただ、内容に矛盾があると駄目ですし、方針、目指す方向でも、ずれてくると分からなくなっていくので、そういうレベルで調整を取りつつも、書き過ぎないということも含めて考えていくべきかと思いました。

○事務局（地域計画課長） ゾーンごとにそこに集約されるものは変わってくるので、今、会長がおっしゃったように、どこまで細かく書くべきなのかというところはもちろんあると思うのですが、一方で、以前にもお話したように、大規模建築物の規模設定を変えて、届出対象を変えてまでとなると、基準づくりやゾーン設定の細かいエリアの分けが必要になる可能性があります。

ただ、現在の改定の中では届出対象の規模設定を変えないので、一定規模以上の建物という意味では、当初は外していたのですけれども、第一種低層住居専用地域にも学校は建ちますので、今回、改めて入れました。そういう意味で、公共施設を中心に壁面が大きくなるような建物は建っていくので、そこはゾーンに入れて、そのゾーンなりの基準で見たいこうと考えております。一旦、こういう整理の中でやらせていただいているところでございます。

○石塚副会長 今の議論ですけれども、資料3-11の米印で、一般市街地の中の地域交

流拠点や高次機能交流拠点などはそれぞれ考え方が違うということを示しているのですが、それが基準に反映するかというレベルで考えると、今の基準案ではそこまで反映されていないのです。

大規模建築物の誘導を全市的にやった場合に、今の議論にあるように、どこまで細かく書き込めるのかということとも関連するのですが、例えば、新札幌で言うと、景観まちづくり指針という別の枠組みでかなりきめ細かく形態の誘導などをやっています。恐らく、そういう一般市街地の中でも特殊な地区に関しては、景観まちづくり指針や重点区域など、別の網掛けをしてきめ細かく誘導していくということが札幌市のお考えの方針なのかと思います。ここでは、全市的にきめ細かくカバーするというより、大きく四つに分けて、その中の方針を少し区分けしたというレベルにとどめて、それ以上については、別の枠組みでフォローしていくのかなという気がしています。

一方で、こう書くと、札幌市はこんな4色で塗り分けられるのかという、景観で札幌らしさを表現する、あるいは、札幌らしさをこれから目指していく景観像とこのゾーンを混同して考えてしまう可能性もあるわけです。これは、あくまでも大規模建築物の誘導のための便宜的な区分けということで、必ずしも札幌市の目指すべき景観像を表しているゾーンではないわけです。例えば、豊平川沿いや大規模な公園周辺、水とみどりのネットワークなど、当然、それらを意識して景観形成を図っていくわけですが、これがゾーンの図には反映されないもどかしさがあるということだと思ふのです。

そうした場合に、今回の議論から飛んでしまうかもしれませんが、景観の特徴ということで整理されたものについて、文言だけではなくて、現計画には、それぞれ景観形成の方針の付図という形で、ポンチ絵的ですが、札幌市の中でこういう絵柄で景観形成を図っていきますというものが地図上に表現されているのです。そういう図は、改変しながらも今回もできるだけ継承して、市民の皆さんにこれからの目指すべき景観像はこうなのだということを最初に印象づける、そして、大規模建築物の誘導というテクニカルな分野についてはこういう区分けで誘導していきますという整理がもっと分かりやすくなるのかなという気がしました。

○小澤会長 ご意見、ありがとうございます。

ほかにないようでしたら、今のご意見を踏まえた上で次に進みたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○小澤会長 次回以降も継続審議ですので、何かございましたら次回にお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思いますけれども、残りの項目につきましては、大きく分けて方針と基準、それから、重点眺望の二つに分かれます。

まず、方針や基準の素案の構成等について、次に、基準の内容について、最後に重点眺望についてという順で意見交換を進めていきたいと思っております。

まず、方針と基準の構成等についてのご意見をお伺いしたいところですが、先ほ

ど事務局の説明にもありましたとおり、3-08の資料の現計画と改定案を簡単に模式的に図で示されたものがあります。これは、昨年度、皆さんで議論してこういう方向に持っていったのですけれども、こういった内容を具体的にしていく中で、何か欠けているところはないか、漏れはないか、そういったところが今日は非常に重要かと思しますので、そういう点を中心に皆さんのご意見をいただけたらと思います。

資料がやや複雑に見えますけれども、資料3の項目は、現計画と改定案の方向性を並べて書いております。

やはり、構成を変える上で、先ほど申しましたけれども、元の景観計画でフォローしていったものに漏れがあるといけないものですから、それをカバーしつつ、新しい視点や新しい内容を加味していく中で、どういうふうにまとめていくかということをつくっていただいている資料です。

先ほどのように単純な質問から始めていただいても結構ですが、ご意見をいただければと思います。

○石塚副会長 今回、景観形成の基準を景観形成の方針とひもづけて、この方針を実現するためにはこういう基準が必要なのだという整理をしていただいたことは、大変分かりやすい再整理かと思っています。

一方で、実際の景観誘導を行う際には、事業者に分かりやすいように計画対象要素別と言ったらいいのでしょうか、外壁のデザインや色彩などといった要素別にどういう基準が設けられているのかという整理の仕方もされています。

ただ、今の時点で、それが全体として分かりやすいように表現されているかという点、一目では分かりづらい部分があるのももったいないと思っています。方針を実現するための基準、その基準が建築の行為の際にどの要素に該当するのかということがうまく一覧で見渡せるような整理をぜひお願いしたいと思いました。

もう一つは、不足する事柄なのですけれども、現計画でもそういう言葉が使われていないので、どうかと思っていた点は、配置という考え方です。

配置というのは、例えば、敷地に対して道路から壁面を後退させて建物を建てる、あるいは、公園やオープンスペースに隣接する敷地においては、そちらに配慮して壁面を後退し、そこを緑化するなどして一体化を図る、そういうことが含まれると思いますが、その建物の配置という概念が、前回もそうですし、今回の誘導基準の中にも反映されていないように読み取れます。それについて、今回、明確に打ち出しをされたらどうかという意見です。

○小澤会長 今、方針と基準という関係のことで、補足でご説明いただけた上で、最後にご意見をいただきました。

これに関係することでも構いませんし、ほかにご意見があればお受けしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○田川委員 今、石塚副会長からあった話をもうちょっと深めたほうが良いと思うのです

けれども、取りあえず、まずはいろいろな意見を出してということなのでしたら、お伝えしたいことがあります。

事前にいただいたご意見、ご質問の中の上の方針の2番目のところに、街並みの道路・公園緑地等をまとめるのはあまり賛成しない、それぞれ方針として掲げることや基準も異なるのではないかと、現計画の水とみどりより大分後退した印象というご指摘があります。

私も、建築や居住環境、都市景観を研究フィールドとしていますが、一方で、いわゆるランドスケープ・アーキテクチャーにある程度軸足を置いてきた時期もありますので、感覚的には私もこのご意見に非常に賛成するところです。

「デザイン・ウィズ・ネイチャー」という有名な本がありまして、ランドスケープ・アーキテクチャーの分野ではもう本当に重要な本で、あらゆる都市的な事象、例えば、本当に都市的な下水などのインフラや貧困や居住の問題も、基本的にはネイチャーというか、地形、地質などまで遡って全て因果関係が出てくるという視点ですね。

そういったことからすると、都市とはいえ、やはり大自然の中にあって生成してきているものである以上、やはりこの水とみどりということで分類したほうがよいのではないかととも言えると思います。

一方で、既に、生物多様性ビジョンというようなものの中で、恐らくそういったことは非常に強く言われているのだとすると、景観形成基準というのは、もう少し都市生活や都市のアクティビティーにも軸足を置いた視点で書かれているということであれば、現在のまとめ方も十分理解できると思います。

つまり、ある意味では石塚委員がおっしゃられたことと同じ部分もあるのですが、どういう視点、どういう部分に立脚してこれを書いているのかということが文章の中に明確に出てきていけば、ふと理解できるのではないかと思います。

その意味で、3-12の道路・公園緑地等を見ていただくと、確かに、自然環境との関係性から言うと少し狭くなったようにも思えるのですが、逆に、こういったところに入ってくることによって、いわゆるウォークアブルな都市というものがありますけれども、日々の生活や行いの中で自然や季節の移ろいを感じられる、そういうところにもっと寄った形で捉えるということであれば、確かに道路・公園緑地等というところに水とみどりのネットワークがしっかりと入ってくるというのは、むしろ肯定的に捉えられるべきという気もいたします。

ですから、そういった日々の市民のいろいろな活動や生活に即したというところで、都市生活の質を上げるという意味で、水やみどりというところが道路との関連も含めてここに入ってきているということがしっかり伝わるのが大事ではないかと思います。単に合理的な分類でここに入ったというよりも、そういったことが出てきてほしいという意見です。

ですから、ここはこのぐらいの紙面でいいと思いますけれども、本編を書かれる際に、もう少しその意味合いがあるといいと思います。

私としては、今の北海道は、夏も非常に暑くて、歩くだけでも本当にふうふう言って日傘が要るような状況ですので、木陰の問題も含めて、快適なウォーカブルな都市という視点が入ってくると、景観というものの意味がより深まってくるのではないかと感じました。

長くなって申し訳ありませんが、お伝えしておきたいと思いました。

○小澤会長 私も、先ほどいただいた資料で愛甲委員からのご意見が気になっていました。

今回、前年度の方向性として、地形・自然、都市の成り立ち、街並み、活動・営み、都市の魅力という六つのカテゴリで分類することが決定したわけですが、その中に入れていったときに、この書き方だと先ほどのような懸念が生まれてくるということだと思いません。恐らく、道路、公園だけではなく、地形・自然という項目の中にももちろん入ってきますし、生態系はこの両方かなと思います。そう考えますと、今おっしゃったように、どういう考え方で、どういうふうに分類されているのかが分かりやすく説明される必要があると思っていました。

ただ、田川委員のお話は、全体の構成や方針は大きく変えないのだけれども、この構成、方針の中で説明していけるというお考えでしょうか。

○田川委員 私自身はどう思っているのかが曖昧でしたけれども、私は現計画のこの分類でよいと思います。ただ、愛甲委員がおっしゃられている内容は、非常に重要な指摘なので、そのこともきちんと踏まえた上で、都市生活のクオリティー、非常に速いスピードで都市開発が進んでいく札幌の市街地に対してどう向き合うのかという意味において、現在の分類が登場してきているということが伝わるといいなということです。

○小澤会長 ここで、オンラインで参加していただいている森（傑）委員に挙手していただいていますので、お願いいたします。

○森（傑）委員 オンラインで失礼します。

このタイミングでつながらない話かもしれない恐縮ですが、先ほどのゾーン区分も含めて、事前に配付資料を見ていて感じたところは、今回、基準や方向性、項目というのは、今後、よりよい景観を誘導するためのツールをつくっている話だと思うのです。ですから、研究などで論文の概念やデータ分析の結果を整理していくこととは違って、これがどのように使われるのかという話が前提になってくると思っています。このいただいた項目整理などはいろいろよくなってきていると思いますし、全体的に分かりやすく改善されていると思いますが、今後、これをもっと整えていくに当たって、細かいところの指摘が増えてくると、これ自体の整理が目的になりがちになってくると思います。やはり、これがどう使われるのかだと思うのです。

例えば、ある敷地にある事業者が建物を建てるといったときに、今回の景観形成基準が事業計画やプロセスのどのタイミングにどのように活用されるのか、あるいは、市との協議の機会があるのか、ないのか、仮に協議や相談があったときにどれぐらいの密度のコミュニケーションができるのか、これ自体が事業者にどのように活用されるのかという想定がないと、これをどれぐらいの書きぶりにしたらいいのかという話がクリアになってこな

いと思うのです。

若干気になっていたのは、今の資料を整えていくこと自体が目的の作業になっていくのではないかという危惧です。それは、今申し上げたところの情報が不足しているということが大きいところですが、これ自体、建物という発注の仕様書ではなくて、性能を求めるような話になってきたときに、性能発注は書き方がすごく難しいということがよく言われますが、それと同じで、これが事業者にとってどのような意味をなして活用されるのか。

例えば、もし時間があるのであれば、事業の種類やロケーションの違いなど様々なタイプの違いで、これがどのように活用されていくのかという例のようなものが二つ、三つぐらいあると、どの程度の密度で、どれぐらいの表面で、どういうふうにしていくのかという話がクリアになってくると思います。

一方で、これまでも割と交ざっていた話だと思うのですが、この景観方針と全体像、基準というものが事業を行わない一般の市民に広く景観の考え方を理解していただくためのものであるならば、それも目的が違ってくるので、その目的に合わせた書きぶりという話になってくると思うのです。

今後、そこを精査していくにしても、目的レベルと申しますか、何を精査してよくなったのかといった判断をするときに、これがどう使われるのかという話と併せて考えないと、作業が目的化してしまうのではないかと感じていました。

項目の内容ではなくて申し訳ないのですが、今後、ディベロップしていく上で心配だなと思ったところです。

ありがとうございました。

○小澤会長 森（傑）委員、ご意見をありがとうございます。

非常に重要なご指摘かと思うのですが、端的に言いますと、今、事業者にとってどう使われていくのか、どう活用されるのかという開発行為に対する具体的な効力という面と、一般市民にご理解をいただくということは目的が違うのではないかというご意見と受け取ったのですが、景観計画という枠組みの中で、両方というのは中途半端になるとお考えですか。それとも、それは不可能なことではないのか。どういうふうにお考えなのかということをお伺いしたかったです。

○森（傑）委員 私としては、どっちかにしろと言うつもりはなくて、景観計画の章やコンテンツの種類によって、例えば、第1章、第2章ぐらいは広く一般の方々に景観の在り方について理解していただきたいということと、もう一つ、実際にこの基準などに関わるであろう、手がけられる方にとって必要なパーツみたいなものがあると思うのです。それは、私の考え方でいくと、ごちゃ混ぜに両方を兼ねるような書きぶりというのは、やりにくいし、使いにくいのではないかと思うのです。普通の方々に基準の細かいところを読めと言っても関心は持てないと思いますので、それも含めて、この計画がどう使われるのかというところを、ディテールの文言と構成も含めて意識していくということですね。当初

はそれが意識されていると思うのですけれども、ディベロップしていく議論の過程で、徐々にディテールのほうに頭が行ってしまっていて、逆に全体が失われてはいないかという意見です。

○小澤会長 確かに、章ごとに書き方が違ってくると思いますし、そうしますと、方針あたりをどう書くかというところから始まって、具体的なディテールに入っていくということですが、その辺の移行がすごく難しいので、工夫するということですね。

○笠間委員 愛甲委員の質問を発端にして、田川委員と今の森（傑）委員の意見に関係するところですが、計画が全部入りになればなっていくほど、だんだんぼやけていくだろうと思っていて、この計画の中で核になるところとか、こだわるところは何なのかということは大事にしていく必要があると思っています。

その中で、五つのレイヤーを重ねて、いろいろな札幌の景観の構造などを分析していただいていますけれども、結局のところ、景観の骨格とか、札幌の景観の全体像をつくっているものは何なのか、大事にしなければいけないものは何なのかというところを意識していくと、先ほどのある土地を対象に行為を行うというときに、その土地の置かれているディストリクト、コンテクスト、その土地がどういう状況にあるのかということを理解してもらうための手だてというものは、ある程度、整理していったらいいと思います。

そうすると、この辺は中島公園も近くて、豊平川も近くて、だからこういうまちの将来像になる、雰囲気になる、ここは大通と何かの間だからなど、ケヴィン・リンチではないですが、ある土地がどういうまちの構造に囲まれているのかということから手がかりにしていくと、その土地で目指すべきところというのが理解してもらいやすくなるのではないかと思います。

そういう意味では、愛甲委員の言う公園緑地であるとか、並木道のような、単純な高幅員道路なのか、幹線道路なのかは分からないですが、並木道みたいなどころですね。また、今回の計画の中で抜けていると思っているのが川です。山や丘陵地はあるのですが、豊平川をはじめ、精進川など、川の緑、水と緑というところは大事だと思いますが、そこが抜けていると思うのですけれども、そういうものでまちを区切っていくとか、ある土地がどういう状況、環境に囲まれているのかということは手がかりになるのではないかと思いますし、その辺が浮かび上がるものになるといいと思っておりました。

意見です。

○小澤会長 どういう歴史があって、脈絡があって、今どっちを向いているのか。田川委員の昨今は市街地が変わってきているからという話と、それに併せて景観計画も変わっていかなくてはいけないというお話がありましたけれども、そういうものを含めてどういう方向にあるかということが今のところは分かりづらいですね。

○笠間委員 民間の方が開発されたものであっても、新しくランドマークとか、そこが新しい核になるものもできてきたりするだろうし、当然、札幌ドームなどもそういうものに入っていくだろうし、そういうものが重なり合っていくとどういう環境がつけられて

くるのかというところだと思うので、何を手がかりにその土地を考えるべきなのかというところを提供してあげたら、前段の部分としては、森（傑）委員のおっしゃっているところに近づくかどうか分からないですが、成功するパートになるのではないかと考えています。

○小澤会長 確かに、前年度で、先ほどのカテゴリーを五つに分けて、そこにどんどん落とし込む作業をしているのですが、恐らく、そこに落とし込むことが目的化してしまっていることがあるかもしれませんので、どういう状況になっていて、そういうふうに分けることでどういう新しい世界を開けるのか、その説明が今は足りないかもしれません。そこは皆さんがなかなか捉えにくいといえますか、そういう面が出ていると思うのです。今の議論の方向から言うと、そういう皆さんのご意見、お考えが見えてきたような気がするのですが、いかがでしょうか。

池ノ上委員、お願いいたします。

○池ノ上委員 私は、大きく三つあります。

一つ目は、今まで皆さんがご議論されていたところに少し乗っかりまして、私の意見を言いたいと思っています。

皆さんは議論の中で整理していただいているのですが、私も、計画は将来像というか、ビジョンを示して、それに向かって進んでいくものなのか、よく言えば競争型というか、これまでの都市計画もそうですけれども、現状追認型みたいなものがあって、どちらかと言うと後者型かと思って見ていました。

笠間委員がおっしゃったように、地区ごとでもいいので、少なくとも目指すイメージが示せるのか、あるいは、示さないまますごく概念的な形で進めていって、少なくとも競争型という形でいい景観をつくっていくという、これは森（傑）委員がおっしゃったような、この計画を使ってどうよい札幌の景観をつくり上げていけるのか、その仕組み論みたいなところがもう少し見えてくると、中身も議論の違いがあると思っています。

もう一つは、レベル感が全然違うのですが、3-12です。

これは疑問というか質問です。街並みの市街地等の中に、市街地の外のところで優良な農地という文言があるのですが、優良な農地とは何を示しているのかを教えてくださいました。

背景としては、食に関係する私の知り合いが、最近、北海道で大根がない、手に入らないという話を聞きました。一つは、生産コストというか、利益率が低いので大根をつくらない農家が増えてきて、結局、ブロッコリーなど、利益率の高いものにどんどん展開していったり、どんどんハウスになっていくので、露地物がなくなって、結局、手に入なくて別の地域から買ってこなければいけないという話が出ています。その先にはもう工場を建てるしかないのではないかと話があって、それは、ここでイメージしているのは農地であるかもしれないのですが、野菜をつくる、まさに壁面が縦に垂直に建った工場がたくさん並んでいく可能性も近い将来はあると思っています。

そういうことを考えたときに、この優良な農地とは何を示すのかというところを確認したいと思いました。

次のページの三つ目ですが、3-13のところ、これまで人と表現していたところを、今回、活動・営みという表現をするようになっていたので、中身をしっかり精査したほうがいいと思います。なぜ変えたのかというところもしっかり反映されているのかどうかというところが確認のポイントかと思っています。

一つは、新計画では、例えば、現計画の中で、市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるようという形で主語が書かれているのですが、新計画では主語が外されているのです。

同じように、地域への愛着が高まる景観形成を図るという文言があるのですが、現計画の中では地域住民が関わりながらと表現されているのですけれども、それが外されていて、何か意図があるのかどうかというところです。

さらに、最後の文言で、これは現計画とほぼ変わらないと思うのですが、使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないよう配慮がなされた景観形成を図りますというのは、つまりどういうことをしようとしているのか。除却というような話なのか。

景観は、最近、マイナスの景観形成という話も、環境省も含めて取組をしていると思うのですが、そういうことをやっていこうということで、これまでもこういう文言はあるのですが、つまりどういうことなのかということをお教えいただけたらということで、レベル感がそれぞれ違うのですが、以上になります。

○小澤会長 例えどというご質問だと思いますが、具体的にご指摘いただいた書き方を変えた意図を少しご説明いただけたらと思います。

○事務局（景観係長） 1点目はご意見で、2点目と3点目のご質問だったかと思うのですけれども、3点目の活動・営みの部分から先に回答させてください。

活動・営みのところも、ほかのところも、表現については同じような形で精査をさせていただいておまして、誰々がというところは、ほかのところに出てこないのに、削除したというのがストレートな回答です。

市民や観光客等が魅力を感じられるようにというところは、ほかのところでも誰々がという主語を除いた表現になっておりますので、同じような表現に揃えたところです。

ただ、それを削ったのは、その方たちが感じられなくていいと考えたわけではなくて、基準としては同じ表現にしつつ、そのバックとなる考え方については、この基準を運用していくときの解説本であったり、本体の本文であったり、こういった意図を持ってこの基準をつくっているのか、どういうところに実際に気をつけてほしいのか、基準本体ではなくて解説のほうに落とし込んでいきたいと考えております。

また、「地域住民が関わりながら」という部分につきましては、建物の誘導の基準のところにもつながるところになりますので、地域住民が関わりながらとなりますと、景観ま

ちづくり指針のみを意図した内容のように捉えられる可能性があることなどから、一旦は中身を落として、表現としては主語を取っている形になります。

最後の「使用されていない建築物」のところにつきましては、除却などで建築物がなくなってしまって、空き地になってしまったときに景観の環境が悪化しないようにというところに入れてある表現になっておりまして、大通地区などの重点区域では、除却について届出を出すことになっておりますので、そういったときを捉えて、空き地になってしまうところを把握して、その景観が悪化しないようお願いしていく形を想定しております。

○事務局（地域計画課長） 3-12を私から少し説明できればと思います。

うまく説明できるかどうかというところもあるのですが、札幌市の優良な農地はこれですと具体的に示すものを我々は持ち合わせていないのですけれども、ここに示している市街地の外というゾーンの中での優良な農地というのは、調整区域のエリアの景観をどうしていこうという基準と捉えていただければいいと思います。今、最後に青木が答えた3-13での空き地の話にもつながるのですけれども、調整区域の空間は、基本、建物が建たないとはいえ、最近ですと、都市計画マスタープランの見直しの中でも、調整区域は保全が前提でありつつ、利活用についても考えていかなければいけない部分も議論の中で出ているように、調整区域なりの景観の保全がどうあるべきかというところを景観側から言うべきところを言うというところかと思えます。

例えば、モエレ沼公園周辺に流通業務団地等があって、その開発許可の中で、基本的には建物が建たないエリアなのだけれども、流通業務系は建つ、モエレの周辺に景観まちづくり指針をそれでかけたのですけれども、流通業務以外の小さな一定規模の商業施設も一部建てられるようにするエリア設定をする中で、開発の許可に当たって、景観まちづくり指針をつくって、そのルールを守ることによって許可をしようという事例がモエレ沼の周辺ではあります。

多分、そういうことにつながっていて、優良な農地という表現に具体的な施策イメージがあるわけではないですが、例えば、農政部局で言うと、農業振興地域整備計画が各都市でつくられていると思うのですけれども、景観法の仕立ての中では、農地法とつながることができるようになっていて、農業振興地域整備計画の中に景観法に基づく仕組みを入れ込むことができるようになっています。その中で、景観整備機構などにつながっていくのですが、荒れ果てた農地に景観整備機構が入ることによって、所有者は維持できないけれども、代わりに第三者がそういう法律に基づいた組織、仕組みの中で、それを適切に維持管理することで農村景観を守っていこうということができる仕組みになっています。

札幌市がそこまで施策を打っているかということ、現実には違うのですけれども、ある種、そういうことが可能な仕組みにはなっています。現状、この基準というのは大規模建築物の届出制度の中での基準設定になろうかと思いますが、建物が建つ場合や、農地をいかに景観としてうまく残せるかという視点の中で読み込む余地がここにあるという中で基準化されていると思っていただけると幸いです。

説明が雑になりましたが、以上です。

○池ノ上委員 優良な農地に関しては、現状、農業側の状況が気候変動も含めて変わりつつあるということを踏まえて、かつてイメージしたような田園地帯のようなものは、放棄地という形ではなくて、違う方向に動いていく可能性もあるということも含めて、この基準をどう書いておくかということかと思えます。これ以上は書きようがないかもしれませんが、そのあたりの認識共有ができるといいと思いました。

3-13の活動・営みの文言に関しても、趣旨は分かりましたが、人という文言がカテゴリーからもなくなりましたけれども、ほかのカテゴリーと違って、ここだけは人の活動に関する事なので、できれば主語を入れただけがいいと思っています。表現の仕方を変える必要があるかどうかということは議論していただければいいと思います。

○小澤会長 各論になっていくとどんどん議論が続いていってしまうのですが、時間が押してまいりました。

この全体としては、新旧の対応関係を分かりやすく見るために、割と箇条書きっぽくなっています。ですから、大きな方針や向かう方向を表現したいのか、効力という点でほかの法令や規制を絡めてそこに関係させるために文言を載せる必要があるというテクニカルな問題なのか、区別がつきづらくなっているところがあると思います。ですから、何を誘導していくのかという大きなところがしっかり分かるように、例えば、箇条書きの前の文章がどうかというところがすごく大事かと思えますし、人の表現などもそこに出てくれば、あとはすっと入っていくことができると思います。恐らく、そういう整理の余地といたしますか、どういう書きぶり、どういう意図で書いていくのかというところがまだ見えづらいというのが皆さんの正直なところかと思いました。

これで議論していくと、どんどん出てきてしまうと思います。時間が限られておりますので、これは改めて見ていただくということで、次回も議論は継続できると思います。改めてまとめ直した上で、またご意見をお伺いできたらどうかと思っております。

もう一つ、今日の重要な議題として、重点眺望の話がまだ残っております。

これにつきましても皆様のご意見をお伺いしたいと思うのですが、資料は4-01からになります。先ほど青木係長から説明していただきましたけれども、こういう形で景観計画の中に盛り込んでいったらどうかというご提案ですが、これにつきましてもご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○巽委員 先ほどもお話があったのですが、札幌市と協議が行われる際に、どんなふうに進めていくのか、例があったら分かりやすいというご意見がありました。

しかし、私もただの一市民なので、協議がどんなふうに行われていくのかを知りたいという気持ちもあります。

そこで、重点眺望の4-06の写真を見ると、右側の山の上にかぶさったちょっと高い建物が気になっていて、もうかぶってしまっていますね。なぜこれがオーケーになって建てしまったのか、不思議に思っているのですが、どんな協議が行われていったのかを知るこ

とができたらありがたいです。

実際にどのような協議がどんな流れで行われていて、その効果はどのくらいあるのか、もともと強いことは言えない景観審議会なので、景観に関してこんなふうやってねと言っても、それが全部受け入れられるわけではなくて、私たちはこうやりますということになる場合もあると思うのですけれども、そういう話合いの流れや進め方がどのようになっているのかを思います。

○事務局（景観係長） まず、1点目の4-06のところは、向かって右側のBISS Eの上に少し出ているものですね。

こちらは、ビルの上にある鉄塔になりまして、私の記憶ですけれども、昔からあるものです。昔は赤白の鉄塔だったのですけれども、色を塗り替えるときに景観に配慮して、赤白ではなくて、少し空に溶け込むような色に変えてもらったという案件になっております。

今後、山並みへの視界に入ってくるような高さのものは、その高さをより低くしてくださいではなくて、高さが飛び抜けていくものについては、今の鉄塔のように少しデザインを工夫して目立たなくしてもらおうとか、少しかっこいい頂部にしてもらおうとか、そういった配慮を求めたいと考えているところです。

現在も、大通の南北に建つもので、かなり規模の大きいものは、景観プレ・アドバイスの対象になっておりまして、建つ前に審議会の景観アドバイス部会の委員の皆様と一緒に意見交換をしてもらう場を設けて、このようなことに気がつけたほうがいいのではないかななどの意見を委員からいただきます。

その後、意見交換での意見を受けて、市長の名前で、こういったことに配慮してくださいという文書を助言として出させていただいております。その助言を受けて、事業者から私はこんなふうに頑張りますという回答書をもらうことになっておりまして、こうしなくてはならないではなくて、私はこのように頑張りますという内容で文書で約束してもらい、自分が約束したものなので、自分で守るように頑張ってもらおうという制度の仕組みになっております。

景観プレ・アドバイスが終わった後の回答書の内容につきましては、その後、市への届出の場がございますので、届出の場で、実際の設計についてどのような配慮をなさいましたかということを確認する形で進めてまいります。

また、景観プレ・アドバイスの内容はホームページ等で公開しておりまして、どなたもご確認いただけるようになっております。そのようなところで公開することによって、設計者の方としても、事業者の方としても、抑止力というか、景観に配慮するように自ら頑張っていただけにするという制度の中身になっております。

今回は、この制度を景観プレ・アドバイスの中で誘導していくに当たって、現在の景観プレ・アドバイスの対象には入っていない範囲なども視界に入るところは拾い上げていこうということと、景観プレ・アドバイスを行うに当たっての配慮事項については、全市の景観形成基準と、この場であれば大通の景観形成基準の中身が根拠になるのですけれど

も、視点については、歩行者から見た建物の並びなどを主な視点として書いている基準になりますので、テレビ塔から見たときは特にこんなことに気をつけてほしいというものを新たに追加して、そこについても気をつけてもらいたいという基準を追加するというのが今回の制度の内容になります。

○異委員 とても分かりやすかったです。

その分かりやすい表現もぜひ取り入れていただきたいとお願いします。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○千葉委員 今回の景観アドバイスの審議に関して質問ですけれども、最初に立ち上がったときは、景観アドバイス部会があって、クライアントや設計者に意見を言い、それに対して返答をいただくのですが、昨今、一度事業がストップして金額的な見直しをされていますね。その見直しをされた後の状況がプレ・アドバイスにかからない、どうなっているかが分からない、これ以上私たちの意見が通る場がないということが、今後さらに繰り返されていくかと思うのですけれども、これは何か改善することができますでしょうか。ご検討をお願いします。

○事務局（景観係長） 景観プレ・アドバイスの制度の後で設計変更や形態を変えなくてはいけない事情などがあつたときに、今の制度上、もう一度景観プレ・アドバイスを実施するということがなかなか難しいのは委員のおっしゃるとおりで、事務局としても、何か対応策はないのかと考えているところです。

一方で、景観プレ・アドバイスを行う時期が計画のこれぐらい前という形になっていて、その後になればなるほど、設計の変更できる幅が狭くなり、その中で言えるところは何なのかというところもあります。現状としては、事務局の協議の中で、もともとの方向性に近い別案を出していただくことになろうかと思えます。

課題として受け止めておりまして、今、この場でこうしますとはなかなか言えないのですけれども、1歩か2歩進んだ状況になるような方法を検討の上で、改めて案ができましたらご提案させていただきまして、ご検討いただければと思います。

○石塚副会長 今回の点に関連して、今回の重点眺望について、前々から景観審議会の中でもテレビ塔からの山並みの眺望をどうやって守っていけるのかということが話題になっていたと思います。今回は重点眺望という形で取り上げられたのですけれども、その景観誘導に関しては、景観プレ・アドバイスが果たすべき機能が大きく設定されていると思うのです。

前から、この景観プレ・アドバイスは、言った結果がちゃんと反映されるかどうか非常に不確かな制度で、あくまでアドバイス、意見にとどまってしまうと、アドバイス部会委員の皆さんからご指摘もあつたところですが、今回の重点眺望については、市民にとってもかなり重要な眺望景観をどのように守っていくかというテーマだと思うのです。

個人的には、4-06にある山並みの黄色いライン、別のところで4-05の②-1の範囲に関しては、建物を建てさせない、高さ制限をしてしまうということが一番望ましい

方向かと思うのですけれども、一方で、特区などを活用して、この地域の土地利用に貢献していく建物を許容しているという経緯もあるので、そこで高さ制限を絶対制限としてしまうのは難しいということで、札幌市都市計画部内での判断もあるのかもしれませんが。

それを踏まえたときに、私の提案としては、一旦、90メートルのラインか、テレビ塔の視点場の高さ、それは100メートルぐらいになるかもしれませんが、そこを高さ制限のラインとしておいて、それを緩和して突破する際には景観プレ・アドバイスのアドバイスに従うものとする、景観プレ・アドバイスの意見を緩和要件として捉えるという仕組みにすることがいいのではないかと思います。

緩和要件ですので、景観プレ・アドバイスの意見を聞きましたけれども、できるのはこの範囲ですという逃げ方が事業者はできないので、事業者側もかなり覚悟を決めて②-1に当たる部分のデザインを検討しなければいけないという状況がつかれるのではないかと思います。

そういう緊張関係をきちんと設けないと、高度利用と景観の調和をうまく図ることはできないのではないかと気がしています。

もう一点、気になることをお話ししておくと、2年前に、大通については、はぐくみの軸という形で強化方針を札幌市でつくられています。向こう100年にわたって大通をどうしていくのか、それは大通公園の部分だけではなくて、沿道も含めてどうしていくのかということが示された重要な方針ですが、今回の景観計画の見直しの中で、重点区域の基準についてはそのままということで、この重点眺望の基準を上乗せするというにとどまっています。

私の意見としては、はぐくみの軸強化方針の実現に向けて、重点区域の基準も必要な部分を見直していくという踏み込みが必要ではないかと思っています。

緑化についても、公園と一体に沿道の建物を立体的に緑化していくという話や、オープンスペースの活用についても、セットバック部分だけではなくて、建物の内外含めて活用できるオープンスペースをつくっていくという方針も出されていますので、そういうことから今回の景観計画の見直しの中で基準に反映できるものは反映していくというスタンスが必要だと思いました。

○小澤会長 今の石塚副会長のお話で特に思いましたのは、何が何でも守っていかなくてはいけないのだという内容と、誘導していく内容には、少し温度差があると思います。守っていかなくてはいけないことは何が何でも守る、そのためにはアドバイス部会が非常に強い影響力を持っているという状態をつくることも大事かと思っています。一律、全ての協議事項が同列というわけではないような気がしますので、その辺の仕分けをしながら考えていく必要があると思って聞いておりました。

時間が迫ってしまっていて、江田委員が退室される時間なので、間際で申し訳ないのですけれども、一言、コメントはございませんか。

○江田委員 特にありません。

○小澤会長 それでは、もし何かありましたら、メモ的にお書きいただいて送っていただいても結構ですので、よろしくお願ひいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○森(朋)委員 私は、今日の重点眺望の資料をすごく好意的に見させていただきました。これによって、どういう方向でこの眺望を形成していくかという指針がやっと共有できるのではないかと考えておりますので、大変期待しております。

先ほどの議論もあるので、私なりの理解ですが、3-08の改定案のところで、今回、細かい各論の話も出てきて、どうしようかというところもあると思うのですが、追加していただいた都市の魅力、これが目玉になっていますので、こういった都市のシルエットをどうやっていくのかという基準を共有し、事業者もこれに反することを提案されるのであれば、それを踏まえて覚悟を持って提案していただくような、先ほど副会長にお示しいただいたお話ともリンクさせて共有していくことができるツールとしてはすごくいいと考えております。

そこで、確認なのですが、先ほどの解説のところで90メートルというのがテレビ塔の展望台の高さと聞こえたのですが、そこに視点場を公的に設けるということですか。視点場を設けて、そこを基準に4-04以下のものをつくっていくのかということを確認したいです。

○事務局(景観係長) 重点眺望の視点場は、テレビ塔の展望台の高さということで設定しております。

○森(朋)委員 分かりました。

90メートルと、60メートルという文言が4-08に出てきます。基本的にはビスタをつくるために高さ60メートル以下というのが一つの指針なのですね。その壁面線をそろえることによってこの奥行き感を出しますということに加えて、1列後ろ側、北と南のエリアを増やして、高さが90メートルを超える建物を建てる場合は協議の対象にしますという、そういう理解でよろしいのですね。

②-2が1列目の図面なので混乱してしまいました。

4-07です。②-2の位置は、本来、あそこは重点区域になっているので。

○事務局(景観係長) すみません、少しお待ちいただいでいいでしょうか。

○森(朋)委員 この流れの中に、3-08のところに都市の成り立ちということで歴史という項目がありますが、歴史といっても、平面的な碁盤の目の都市なのだという話もあれば、歴史的な建物の話もあると思います。そういうところは、都市の魅力としての位置づけにも連動してくると思いますので、こういった追加の中で具体的に出していくように考えることもいいのではないかと思います。

文化財などは景観重要建造物には入れられないという仕組みになっていると思うのですが、時計台や北海道庁などの背後にある都市景観も、この眺望という枠組みを使って、そこに建てる時は協議の対象にするなど、徐々に指針を増やしていくような可能性

があるのではないかと思いましたが、提案ですけれども、都市の魅力ということで、今後、少しずつ増やしていくということで、事業者へのアクションにこれが有効に活用できるというような計画にしていけるのがいいと思いました。

○小澤会長 最後はご意見ですね。

前半部分でお答えできることはございますでしょうか。

○事務局（景観係長） 前半部分の②-2のところですね。大通に面しているところに図が少し行ってしまっていて、分かりづらかったと思うのですが、面しているところは今も重点区域になるので、一定の高さのものについてはプレ・アドの対象ですが、②-2の建築物でも外側に建っているものについても、現在はプレ・アドの対象ではないものについても背の高いものは対象にしませんということがもともとの意図でした。

図が分かりにくくなっていて申し訳ございません。

○森（朋）委員 確認ですが、4-08のところにある基準案は、60メートル以下の建築物が並ぶ、ビスタの連続感をつくるということが、1列目と申しますか、大通に面する建物のある一定のイメージというか、シルエットとしての位置づけがあって、その裏側の2列目の建物群に関しては90メートルを一つの目安にして、超える場合は協議しますということよろしいですか。

○事務局（景観係長） 4-08のところについては、例えば、60メートル以下のところに基壇部をつくっていただくとか、そういったところでビスタに連続性つくっていただけたらなというところと、それよりも大通の南北の外側に建つところにつきましては、高さが一定を超える、頂部のところが見えるところはデザインを検討していただきたいといった内容になっております。

○小澤会長 申し訳ないのですが、予定の時間を過ぎてしまいました。

最後に全体についてご確認させていただきたいのですが、松本委員、全体を通じて何かございましたらお願いしたいと思います。

○松本委員 全体というか、方針の話で、現行の景観計画からそうなのですけれども、色彩について書かれているところが別表3の色彩計画基準によるとしか書かれていないので、具体的なイメージが難しいと思っています。

皆さんの議論を聞いていて、色や形などがあまりはっきりしていないものを言葉で表現する限界があるので、なかなか話が見えないのかなと思っています。今後、札幌市のほうで札幌の景観色70色を推していくのであれば、景観色70色及び近似色というような具体的にイメージできるものを少しずつ盛り込んでいったほうがいいと思います。

それから、届出対象になっていないものについても、基本的にはこの景観基準、方針にかかるという考え方でいいですか。

事業者で、自分たちがふだん関わっていないということで意識していない人がすごく多いものですから、そういうものに対しても理解してもらえる動きも必要ではないかと思っております。

○小澤会長 今、松本委員にご指摘していただいた点は、実は時間の関係もありまして、十分に議論ができなかったところですが、コメントをいただきましたので、次回に向かってと思っております。

○事務局（景観係長） 最後の届出のところにつきましては、ご認識のとおり、届出対象外のものについても基準自体はかかってくるので、そこは分かりやすくお伝えできるようにしていきたいと思えます。※1

○小澤会長 時間が押して大変申し訳ないのですが、最後、皆様から全体を通して何かございましたら、短くお願いいたします。

○笠間委員 重点眺望のところですが、眺望を阻害しないように南北になるべく幅を狭くという、今度は大通公園に対して壁になってしまうのです。ですから、そこら辺のバランスをどう取るのかというところは大事だと思っていて、何が何でも南北を縮めてくださいということになると、そういうちぐはぐさも出てくると思うので、大通公園からどう見えるのか、あるいは、大通公園に日影を落とさないなど、そういう考え方も大事かと思うので、そこも含めてどうバランスを取るのかは、宿題として検討していただけたらと思えます。また、石塚副会長のおっしゃった90メートルのラインはぜひ実現してもらいたいと思えます。

○小澤会長 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○小澤会長 十分な時間がなく、最後は押ししてしましまして、大変申し訳ございません。

この議論は次回以降も続いていきますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局は、本日いただいたご意見を踏まえて、また修正等をぜひお願ひいたします。

修正案につきましては、指摘箇所が多々ございますので、まず、会長、副会長で確認させていただいて、また皆さんにお諮りするというプロセスでいきたいと思うのですが、その進め方はよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、事務局に司会進行をお返しいたします。よろしくお願ひします。

### 3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたるご議論、本当に大変ありがとうございました。

今日は、方針や基準をお示しさせていただいて、どこのレベル感で何を話せばいいのかという混乱を招いたところもあったと思えます。森（傑）委員が言っていたように、我々がこの基準をどうやって使っていくのかというところで、全市的な景観の届出やプレ・アドにつながるような協議、地域ごとの景観まちづくり指針など、その辺の一連の協議の範囲や強弱など、全体像を改めて可能な範囲でお示しさせていただいたほうがいいかなと思いたしたので、次回には、そういう整理もさせていただいて、さらに内容を深めていけ

ればと思いました。

今回の議事録につきましては、皆様に内容のご確認をいただいた上でホームページにて公開いたします。委員の皆様にはPDFデータを送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議会は7月23日を予定しております。近くなりましたら、またご案内させていただきます。

以上をもちまして、令和7年度第1回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上

※1 訂正：本市の景観形成基準は届出対象行為に対する制限になります。

令和7年度第1回札幌市景観審議会 出席者

○札幌市景観審議会委員（12名出席）

池ノ上 真一 北海商科大学 教授  
石塚 雅明 株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問  
江田 美保 市民  
小澤 丈夫 北海道大学大学院工学研究院 特任教授  
笠間 聡 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所地域景観チーム 主任研究員  
田川 正毅 東海大学国際文化学部地域創造学科 教授  
巽 佳子 市民  
千葉 淑子 公益社団法人日本サインデザイン協会 理事 北海道地区代表幹事  
松本 純 一般社団法人北海道建築士会 まちづくり委員会 委員長  
森 傑 北海道大学大学院工学研究院 教授  
森 朋子 札幌市立大学デザイン学部 准教授  
渡部 典大 北海道大学大学院工学研究院 准教授

（五十音順）

○札幌市（4名出席）

まちづくり政策局都市計画部長	小林 伸樹
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長	永井 雅規
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観係長	青木 うみ
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長	伊藤 湖